

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ 開催要綱

1 趣旨・目的

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会（以下「検討会」という。）での検討にあたり、患者等団体、障害者団体、高齢者等関係団体及び事業者団体からの意見聴取を行うため、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 本ワーキンググループの構成員は別紙のとおりとし、各ワーキンググループには、検討会の座長が指名する主査を1名置く。主査代理は、主査が指名することができる。
- (2) 主査はワーキンググループを代表し、会務を総括する。
- (3) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (4) 本ワーキンググループ構成員は、必要に応じ、他のワーキンググループへ参加することができる。
- (5) 各ワーキンググループの意見聴取対象者は、座長一任とする。

3 運営

- (1) 本ワーキンググループは、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長が開催する。
- (2) 本ワーキンググループは、原則公開とし、会議資料及び議事録も、後日、厚生労働省ホームページで公開する。ただし、主査が非公開とすることが必要であると認める場合は、非公開である旨及びその理由を公開し、ワーキンググループ終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、主査がワーキンググループの了承を得て決定するものとする。

改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ 構成員名簿

○ワーキンググループ1

- | | |
|---------|--|
| 阿部 一彦 | 日本障害フォーラム (JDF) 代表 |
| 尾上 浩二 | 認定 NPO 法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議 副議長 |
| 掛江 浩一郎 | 一般社団法人日本ホテル協会 専務理事 |
| 釜 菫 敏 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| ◎ 玉井 和博 | 立教大学観光研究所 特任研究員 |
| 永山 久徳 | 一般社団法人日本旅館協会政策委員会 委員長
／新型コロナウイルス対策本部 副本部長 |

○ワーキンググループ2

- | | |
|---------|---|
| 石原 健 | 一般財団法人日本ホテル教育センター 研究員
／ホスピタリティ教育研究会 会長 |
| ◎ 遠藤 弘良 | 聖路加国際大学 名誉教授 |
| 亀岡 勇紀 | 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 |
| 徳田 靖之 | ハンセン病訴訟弁護団 |
| 坂元 茂樹 | 公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長 |
| 櫻田 あすか | サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 会長 |
| 三浦 雅生 | 五木田・三浦法律事務所銀座オフィス 所長弁護士 |

○ワーキンググループ3

- | | |
|----------|--|
| 越智 良典 | 東洋大学国際観光学部国際観光学科 客員教授
／一般社団法人日本旅行業協会 アドバイザー |
| 國分 守 | 福島県保健福祉部 部長／衛生部長会 会員 |
| 清水 嗣能 | 一般社団法人全日本ホテル連盟 会長 |
| ◎ 中澤 よう子 | 神奈川県予防医学協会集団検診センター 副所長 |
| 藤田 利枝 | 長崎県県央兼壱岐保健所 所長／全国保健所長会 副会長 |
| 増田 悦子 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 |

(五十音順、敬称略)

※◎は主査